



墜落災害防止のための

過去の墜落災害事例から以下の「7つの誓い☆」を実践しよう！

7つの誓い☆

- 1 箇条 高さ2メートルを超える高所作業場所には、必ず手すり等の墜落防止措置を講じます（注：トラロープは立入禁止表示であって手すり代わりになりません）
- 2 箇条 高所作業場所（墜落防止措置が困難な場合）では、墜落制止用器具（安全帯・親綱等）を使用します（頻繁に移動する作業は「2丁掛け」を採用します）
- 3 箇条 墜落防止対策（手すり、安全帯の取付設備等）が無い屋根、屋上での改修、解体、除雪作業は行いません
- 4 箇条 手すりやブレース（筋交い）を職長の許可なく、勝手に取り外しません（作業終了次第すぐに戻します）
- 5 箇条 上下の移動には、昇降設備（階段・はしご等）を使用します（はしごは、必ず固定します）
- 6 箇条 トラック荷台作業では、墜落時保護用保護帽（衝撃吸収ライナー）をかぶります（あごひもをしっかりと確実に締めます）
- 7 箇条 はしご・脚立の単独使用は控え、墜落の危険性が低い移動式足場、高所作業車等を使います

 厚生労働省北海道労働局・旭川労働基準監督署



「7つの誓い☆」

建設業の労働災害の動向

旭川署管内は過去5年間で12人が犠牲うち墜落災害が約4割を占める！

墜落災害は、被害者に大きな被害をもたらすという特徴がある。平均的な人の頭蓋骨は、およそ「ひのきの木」の硬さと同じであり、1メートル弱の高さから硬い地面等に墜落すると頭蓋骨骨折をする。そのため、各現場では、墜落災害が発生しないよう高所作業を無くしたり、安全な作業床、足場を設け、作業床の端、開口部に手すり、覆いを取り付けるのが基本です。

ひとりひとりが墜落・転落災害の傾向を知り、表面の「7つの誓い」を実践しましょう！！

1 北海道の建設業労働災害の現状（足場、屋根からの墜落災害多発!!）

- (1) 死亡災害は昭和42年の166人が過去最多！
- (2) 死亡災害は平成30年の17人が過去最少！
- (3) 第13次労働災害防止計画（H30年～R元年）の2年間では37人犠牲！
- (4) 足場、屋根等からの墜落・転落による死亡災害が全体の3割を占める。

2 旭川署管内の建設業労働災害の現状（屋根の除雪作業中の墜落災害目立つ!!）

- (1) 過去5年間（H27～R元）で12人が犠牲、そのうち墜落・転落による死亡災害が約40%を占める。死亡災害例は以下のとおり。
 - ①屋根の除雪作業中に墜落
 - ②足場2段目で外壁作業中に墜落
 - ③トラック荷台で重機誘導中に墜落
- (2) 休業災害を含めた死傷災害全体のうち約40%が墜落・転落災害である。
- (3) 起因物（≡落ちたところ）別は、脚立やはしご等が約30%と最も多く、次いで屋根等が約28%、足場が約16%である。
- (4) 墜落災害の傾向
 - ・災害発生月別は9月が最多で約14%を占める
 - ・発生時間別は16時台が最多で約13%を占める
 - ・年齢別は50歳から60歳未満が最多で約25%を占めるが40～59歳代が半数を占める
 - ・けがの程度別は3か月以上6か月未満が最多で約28%を占める
 - ・経験年齢別は1年以上5年未満が最多で約20%を占める

3 個人の安全意識（良き習慣）は現場（周囲）の環境によって左右する！！

周囲の仲間が常に安全帯を使用する環境であれば、自然と「する」だろう。ひとりでも乱れた行動をする人がいれば、逆に「しなくてもいいのかな」と悪い環境が伝染する。現場所長や職長が安全に興味・関心がない場合も同様に手抜きしていても早く終われば、「ヨシ！」と過大評価される。

これは違法作業を容認し、本当の安全第一ではない。評価者は、安全手順に従って作業する労働者を「きちんと評価すること、してあげること」が大事であり、個人の「安全意識」の向上にも繋がり、現場の安全水準も上がる。個人の良き習慣も悪しき習慣も周囲の環境が大きく左右する！！

 厚生労働省 北海道労働局・旭川労働基準監督署